

鳥獣捕獲実施事業者の皆様へ

鳥獣捕獲実施事業者の皆様の安心と安全

鳥獣捕獲事業者向け 賠償責任保険制度

簡便な保険料体系で事業者の皆様の
安心と安全を守ります。

保険期間

保険期間は1年です。
保険責任は、保険期間の始期日の午後4時に開始し、満期日の午後4時に終わります。

保険契約者 (=記名被保険者)

- 捕獲許可制度の許可を受けた捕獲実施事業者
 - 指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した捕獲実施事業者
- (いずれも個人は不可)



お問い合わせ先

<取扱代理店>

株式会社中央保険センター (担当 石川・保科)
〒103-0014
東京都中央区日本橋蛸殻町蛸殻1-36-2 共和ビル5階
電話 03-5614-6771

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社
担当課 公務第一部公務第二課
メールアドレス hunter.tmnf@tmnf.jp

ご契約条件

1. 被保険者の範囲

(1) 次の者を被保険者とします。

- a. 記名被保険者
- b. 記名被保険者の使用人
- c. 記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関（役員等）
- d. 記名被保険者の構成員

(2) 記名被保険者の業務の共同事業者・下請事業者を被保険者に含めたい場合は、取扱代理店までお申し出ください。

2. 保険金をお支払いする場合

仕事の遂行に起因して、保険期間中に日本国内で発生した事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

3. 支払限度額:

対人・対物合算1名・1事故あたり:5,000万円・1億円・3億円から選択ください。

(2)～(4)は、銃猟の支払限度額以下で設定してください。

(5)は、銃猟と同じ額の支払限度額となります。

(1) 銃猟

(2) わな猟(くくり罠・はこ罠・はこおとし、囲い罠・とらばさみ)

(3) 電気止め刺し

(4) 電気柵

(5) 駆除を前提とした、上記(1)～(4)以外の猟

4. 免責金額:0円

5. 保険料算出に必要な数値

所有・使用・管理する最大人数・個数をご申告ください。

(1) 銃猟:ハンター数

(2) わな猟(くくり罠・はこ罠・はこおとし、囲い罠・とらばさみ):わなの数

(3) 電気止め刺し:電気止め刺しの数

(4) 電気柵:電気柵の面積(1aあたり)

(5) 駆除を前提とした、上記(1)～(4)以外の猟:被保険者数

6. 保険料例

■支払限度額

銃猟=1億円 / わな猟=1億円 /

駆除を前提とした、上記(1)～(4)以外の猟=1億円

■保険料算出に必要な数値

銃猟=15人 / わな猟=くくり罠:20基・はこ罠:5基 /

駆除を前提とした、上記(1)～(4)以外の猟=5人

合計保険料=58,300円

ご契約者にお渡しの保険証券が鳥獣捕獲事業者向け賠償責任保険制度の付保に関する証明書類となっております。

保険証券とともにお渡しの保険約款および付帯する特約条項にて内容ご確認ください。

〈お支払いの対象となる損害〉

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に引受保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
④損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払いの対象となりません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意（この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。）
- ② 被保険者と他人との間の損害賠償に関する特別の約定により加重された賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ④ 狩猟免許を受けないで狩猟を行っている間に生じた事故
- ⑤ 法令により定められた狩猟期間外または捕獲時間外に狩猟を行っている間に生じた事故
- ⑥ 許可のない者に譲渡または貸与したわなによって生じた事故
- ⑦ 法令で禁止されている場所においてわなを使用している間に生じた事故
- ⑧ 他人の猟犬の殺傷
- ⑨ サイバー攻撃

等

※④～⑧は、わな猟・電気止め刺し・電気柵の場合に限ります。

《もし事故が起きたときは》

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

《示談交渉サービスは行いません》

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置ください。

また、引受保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

《保険金請求の際のご注意》

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご承知ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

《告知義務》

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

《補償の重複に関するご注意》

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

《通知義務》

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

《ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について》

- (1)ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご契約を取り消すことができます。
- (2)ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていった場合は、ご契約は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部を保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

《他の保険契約等がある場合》

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

※ただし狹狹については、この規定にかかわらず次のとおり保険金をお支払いします。

- (1)損害の額が他の保険契約等により支払われるべき保険金または共済金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合に限り、その超過分のみに対して保険金をお支払いします。
- (2)他の保険契約等により支払われるべき保険金または共済金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額とみなします。

《保険料についての注意点》

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

《解約と解約返れい金》

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

《代理店の業務》

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

《保険会社破綻時の取扱い》

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人^(*))またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●このご案内書は、施設賠償責任保険(他保険優先適用特約条項・わな用特定危険不担保特約条項付帯)およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご確認ください。詳細につきましては、保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

《通話料有料》

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

鳥獣等捕獲事業者用施設賠償責任保険制度
見積依頼書

1. 本制度をご利用できる方

該当に○を付けてください。

☐	許可捕獲の実施事業者（個人を除く）
☐	指定管理鳥獣捕獲等の実施事業者（個人を除く）

2. 保険をご契約される方

ご記入日 (見積依頼日)		年 月 日	ご希望 保険期間	年 月 日～1年間
ご契約者 住所	フリガナ			
	漢字			
ご契約者名	フリガナ			
	漢字			
e-mailアドレス			TEL FAX	
ご担当者名	フリガナ			
	漢字			
e-mailアドレス			TEL FAX	

3. 保険の種類

以下の内容につきご申告ください。

Q 1. 補償の対象となる「猟の種類」「対人・対物共通支払限度額」「共同・下請け事業者の追加」を選択、ご記入ください。（複数選択可）

（注）銃猟の支払限度額を超えた支払限度額は設定できず、銃猟の支払限度額が上限になります。

A 1.	猟の種類		支払限度額		共同・下請事業者数	猟の種類		支払限度額		共同・下請事業者数
	☐	銃猟	☐	5,000万円	社	☐	電気柵	☐	5,000万円	社
			☐	1億円				☐	1億円	
			☐	3億円				☐	3億円	
	☐	わな猟	☐	5,000万円	社	☐	左・上記以外の猟 → ()	(銃猟と同じ)	社	
			☐	1億円						
			☐	3億円						
	☐	電気止め刺し	☐	5,000万円	社					
			☐	1億円						
			☐	3億円						

Q 2. 以下の猟の種類による貴社（団体）が所有・使用・管理する最大人数・個数等をご記入ください。

A 2.	猟の種類	基礎数字	猟の種類	基礎数字
	・ハンターの数	人	・とらばさみの数	個
	・くくり罠の数	個	・電気止め刺しの数	個
	・はこ罠の数	個	・電気柵の面積	a
	・はこおとし、囲い罠の数	個	・左記、上記以外の猟の従事者	人

<備考欄>

<個人情報に関する取扱いについて>

当代理店は、お客様からご提供いただいた見積依頼書に記載の個人情報を東京海上日動火災保険株式会社より保険業務の委託を受けて行う損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。

お問い合わせ先

<引受代理店>

株式会社中央保険センター 担当：石川

TEL 0120-310-558 / FAX 03-5614-6772

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社 担当：公務第一部公務第二課

TEL 03-3515-4124 / FAX 03-3515-4125

中央保険センター

FAX : 03-5614-6772